資料３

補助事業の推薦にあたっての注意事項

１　申請の手続き

①ＣＦ仲介事業者が全く決まっていない、又はＣＦ仲介事業者は決まっているものの、担当者と１回も連絡を取っていない事例があった。
ＣＦ仲介事業者とは、ある程度打ち合わせを行って、ＣＦを実施できる見通しが立った段階で交付申請書を提出するようにしてください。

②申請者について、中小企業者、創業者及びそれらに類するものに該当するか不明な事例があった。任意団体の申請においては、主要な構成員が中小企業者や創業者であることを確認してください。

２　補助対象経費

①交付決定直前に補助対象経費の計上誤りから交付決定額を減額する事例があった。
事務の遂行に支障をきたす恐れがあるため、交付申請額を確定させてから交付申請書を提出するようにしてください。

②購入型ＣＦについて、資金調達後の手数料を対象経費に含め申請した事例があった。
補助対象経費に対象外の経費が含まれていないか精査願います。

③交付決定前に行った支出済みの経費を補助対象経費に含めた事例があった。
支出済みの経費は補助対象経費に含めないようご指導願います。

申請予定の案件があれば、早めに県経営支援課にご相談いただくようお願い申し上げます。